

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内全域を対象に企業ニーズに的確に対応した職業訓練を提供できるよう、その企画、立案及び実施を一元化するため、2つの高等技術専門校を統合する。

2 条例の概要

(1) 倉吉市に鳥取県立産業人材育成センター（以下「センター」という。）を置き、倉吉高等技術専門校及び米子高等技術専門校をそれぞれセンターの倉吉校及び米子校に改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県手数料徴収条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

森林所有者等が行う間伐材搬出等事業に要する経費に対する助成を継続することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図るため、条例の失効期限を延長する等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 補助対象事業を間伐を実施し、かつ、間伐材を市場、木材の保管施設、製材加工施設等へ出荷し、又は販売とするとともに、事業の名称を間伐材搬出等事業（現行 間伐材搬出促進事業）とする。

(2) 条例の失効期限を平成27年3月31日（現行 平成25年3月31日）とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路法施行令の一部が改正され、太陽光発電設備等が道路占用の許可の対象物件として追加されたことに伴い、県が管理する道路における当該物件の占用料の額を定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに占用料を徴収する。

占用物件	単位	占用料の額			
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1平方メートル	1,100円	950円	1,155円	997円
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	つき1年	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額		近傍類似の土地の時価に0.02625を乗じて得た額	

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 受益と負担の公平の確保を図るため、保育士試験に合格したことを証する書類の再交付について新たに手数料を徴収する。
- (2) 家畜伝染病予防法施行規則の一部が改正され、ヨーネ病の検査方法としてリアルタイムPCR法による検査が追加されたことに伴い、当該検査に係る事務について新たに手数料を徴収する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	単位	金額
保育士試験に合格したことを証する書類の再交付	1件につき	650円
リアルタイムPCR法による家畜のヨーネ病の検査	1件につき	2,390円

- (2) 家畜伝染病のまん延防止のために知事の命令により行う検査及び国内では発生していない豚コレラの検査については、手数料を徴収しないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする(1)を除き、公布日とする。

◇鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員の増員等の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 警察官の定員を1,203人(現行 1,200人)と、警部補・巡査部長の定員を665人(現行 663人)と、巡査の定員を349人(現行 348人)とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正され、風俗営業の許可等の事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、当該事務に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分	単位	手数料 金額		
		現行	改正後	
ア 風俗営業の許可				
(ア) ぱちんこ屋等に 係るもの(未認定遊 技機がない場合に 限る。)	3月以内の期間を 限って営む営業	1件につき	16,000円	15,000円
	その他の営業	1件につき	27,000円	25,000円
(イ) ぱちんこ屋等に 係るもの((ア)に掲 げるものを除く。)		1件につき	(ア)に定める額に未 認定遊技機1台ごと に20円(特定未認定 遊技機は、認定手 料から2,700円を減 じた額)を加算した 額	(ア)に定める額に 2,800円(特定未認 定遊技機がある場 合は、5,600円に、 当該特定未認定遊 技機が属する型式 の数を2,400円に 乗じて得た額を加 算した額)及び未 認定遊技機1

				台ごとに40円（特定未認定遊技機は、認定手数料から8,000円を減じた額）を加算した額
(ウ) ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの	3月以内の期間を限って営む営業	1件につき	15,000円	14,000円
	その他の営業	1件につき	27,000円	24,000円
(エ) 減失特例が適用される営業所に係るもの		1件につき	(ア)から(ウ)までに定める額に7,400円を加算した額	(ア)から(ウ)までに定める額に6,800円を加算した額
(オ) 同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可		1件につき	(ア)から(エ)までに定める額から9,300円を減じた額	(ア)から(エ)までに定める額から8,600円を減じた額
イ 遊技機の認定				
(ア) 指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機		1台につき	2,700円	2,200円
(イ) 検定を受けた型式に属する遊技機（(ア)に掲げるものを除く。）		1台につき	2,720円	4,340円
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる遊技機以外の遊技機		1台につき	3,680円～ 59,700円	12,600円～ 59,000円
(エ) 同時に複数の遊技機の認定を受けようとする場合の2台目以後の認定		1台につき	(ア)から(ウ)までに定める額から2,700円を減じた額	同一の型式に属する遊技機に限り、(ア)に定める額から2,200円を、(イ)に定める額から4,300円を、(ウ)に定める額から8,000円を減じた額
ウ 遊技機の型式の検定				
(ア) 指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式		1件につき	6,300円	3,900円
(イ) 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（(ア)に掲げるものを除く。）		1件につき	18,000円	6,300円
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる型式以外の型式		1件につき	174,000円～ 1,816,000円	338,000円～ 1,621,000円
エ 遊技機の認定に必要な試験		1台につき	3,300円～ 62,300円 (2台目以後は、 2,300円を減じた額)	19,100円～ 68,300円 (2台目以後は、同 一の型式に属する遊 技機に限り、14,300 円を減じた額)
オ 遊技機の検定に必要な試験		1件につき	168,200円～ 1,810,200円	345,000円～ 1,628,000円
カ 遊技機の変更の承認				
(ア) 未認定遊技機がない場合		1件につき	3,400円	2,400円
(イ) 未認定遊技機がある場合		1件につき	3,400円に未認定遊技機1台ごとに20円（特定未認定遊技機は、認定手数料から	5,200円（特定未認定遊技機がある場合は、8,000円に当該特定未認定遊技機が

		2,700円を減じた額) を加算した額	属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額) に未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機は、認定手数料8,000円を減じた額) を加算した額
--	--	---------------------	---

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県立高等学校に設置されている専攻科を廃止することに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県立高等学校専攻科の生徒等から徴収する授業料、入学金及び入学選抜手数料を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

水力又は太陽光を利用して電力を供給する発電施設として新たに賀祥発電所及び企業局西部事務所太陽光発電所を設ける。

2 条例の概要

- (1) 新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
賀祥発電所	260キロワット	卸売
企業局西部事務所太陽光発電所	200キロワット	卸売

- (2) 施行期日は、規則で定める日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中央病院の内科及び外科を専門領域で分割し、高度な医療サービスを提供するため、標榜する診療科名の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり鳥取県立中央病院で標榜する診療科を改める。

区分	診療科名
新設	呼吸器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、腫瘍内科、消化器外科、呼吸器・乳腺・内分泌外科
廃止	呼吸器外科

- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の増員を行い、県立病院の診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 職員定数を1,112人（現行 1,067人）に改める。
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

1 条例の廃止理由

県立保育専門学院の施設の老朽化、幼稚園教諭の資格を取得できる学校ではないなどの問題に対応し、保育士の養成を鳥取短期大学において同大学と県が連携して行うこととするため、同学院を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。